

入学検定料の返還手続について

1 返還の申出

入学検定料の返還を受けようとする者は、次の書類を平成31年2月12日（火）までに、下記送付先へ簡易書留郵便で送付してください。

- ・「入学検定料免除申請書」（本学ウェブサイトからダウンロード）
- ・「り災証明書等（写し可）」（対象者の（1）に該当する方）
- ・「死亡を証明する書類（写し可）」（対象者の（2）に該当する方）
- ・「振替払込受付証明書」（日附印が押されたもの）
- ・「検定料返還請求書」（※必要事項を黒ペンで記入）

送付先：〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1
東北大学 教育学部・教育学研究科 教務係

2 支払方法

返還する入学検定料の支払方法は、「**銀行口座振込**」とします。

3 検定料返還請求書の記入について

(1) 請求者の住所、氏名、電話番号を記入し、必ず押印してください。誤って記入した場合は、誤った個所に二重線を引き、押印のうえ、訂正してください。

なお、本学からの「支払いに関する通知」は電子メールにより送信しますので、PDFファイルが受け取り可能なメールアドレスを明確に記入してください。

また、電話番号は、必ず平日の日中に連絡の取れる番号を記入してください。

(2) 「記」以下に次の内容を記入してください。

1 請求額

納入した入学検定料の額を記入してください。

2 納付年月日

入学検定料を納付した（払い込んだ）日付を記入してください。

3 振込口座（現在利用されている取引銀行）

振込口座は、原則として志願者本人名義のものを記入してください。

ただし、志願者本人に取引口座がない場合は、父母等の名義のものを記入してください。なお、口座名義人が父母等の場合は、志願者本人との「続柄」を必ず記入してください。

(注意)

振込口座等の内容に記入誤りがある場合や、返還金振込前に届出のあった口座等を解約した場合は、返還金の振込ができなくなりますのでご注意願います。

4 支払時期

平成31年3月下旬の予定です。